破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第７０号
岩手県奥州市胆沢区若柳字上土橋10番地
債務者　安倍　浩昭
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第７３号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字二本木239番地５
債務者　清水　聖哉
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第１５５６号
埼玉県新座市栗原１丁目２番15―112号
債務者　芝　　信平
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５７７号
さいたま市見沼区大字丸ヶ崎1232番地８
債務者　大石ひろ子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６１６号
さいたま市見沼区東大宮４丁目24番地６201号
債務者　笛木由美子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７２２号
埼玉県久喜市鷲宮2789番地１　県営金山団地４棟403号
債務者　小野　　進
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７２３号
埼玉県久喜市鷲宮2789番地１　県営金山団地４棟403号
債務者　小野ゆき子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７００号
埼玉県越谷市千間台西３丁目４番地　パークタウン３―202
債務者　篠田　　章
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７４４号
埼玉県草加市稲荷６丁目３番51号
債務者　澤田　初子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
埼玉県越谷市大字袋山2015番地１　コーポプラスパＢ101、旧住所埼玉県越谷市北越谷４丁目23番39号　サンライトマンション911号
債務者　吉澤　光快
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
埼玉県越谷市赤山町５丁目２番11号　渡辺荘Ｂ棟２号
債務者　佐藤　四郎
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６９８号
埼玉県所沢市けやき台２丁目22番地の17　サニーフラッツＡ―103
債務者　市川　　明
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２６４号
千葉県八街市榎戸384番地22
債務者　土屋　洋子（旧姓小坂）
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２８７号
千葉県八街市文違301番地1291
債務者　深山　修平
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２８８号
千葉県佐倉市城内町87番地26　コーポ鳩谷205
債務者　根本　友也
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２９５号
千葉県四街道市千代田１丁目41番６号
債務者　木藤　陽一
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部